上富田町告示第　１３３　号

下記規則を公布する。

令和８年　９月１６日

上富田町長　　奥　田　　誠

記

１．上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（令和８年　９月１６日
規　則　第　２１　号）

（上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正）

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則（昭和 60 年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「受給者証及び」を削り、同条第３項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別記第２号の１様式（うら）を次のように改める。

別記第２号の１様式（第３条関係）
（うら）

注　意　事　項

別記第２号の２様式（うら）を次のように改める。

別記第２号の２様式（第３条関係）
（うら）

注　意　事　項

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新	旧
（支払い及び支給方法） 第6条　（略） 2　前項の申請の際には、＿＿＿＿＿＿当該支給対象者が医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる証明書を提示しなければならない。 3　町長は、条例第7条第1項に規定する支払いを和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に委託し、当該保険医療機関に支払うことができる。 4　（略） 別記第1号様式（第2条関係）（略）	（支払い及び支給方法） 第6条　（略） 2　前項の申請の際には、受給者証及び当該支給対象者が医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる証明書を提示しなければならない。 3　町長は、条例第7条第1項に規定する支払いを和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金　に委託し、当該保険医療機関に支払うことができる。 4　（略） 別記第1号様式（第2条関係）（略）

新	旧
別記第2号の1様式(第3条関係)(おもて)(略) 別記第2号の1様式(第3条関係)(うら) 別記第2号の1様式(第3条関係) (うら) 注　意　事　項	別記第2号の1様式(第3条関係)(おもて)(略) 別記第2号の1様式(第3条関係)(うら) 別記第2号の1様式(第3条関係) (うら) 注　意　事　項 1．この証は、医療費の支給を受けるために必要とする証ですから、大切に保管してください。 2．医療機関等において診療を受ける場合は、この証をその窓口に提示してください。 3．医療費の支給の申請をするときは、医療機関等の領収書とこの証を持参してください。 4．次のようなときには必ず届出をしてください。 （1）受給者の資格がなくなったとき （2）この証に記載している事項に変更があったとき （3）加入保険の変更等があったとき （4）有効期限を経過したとき （5）この証を破ったり、汚したり又は紛失したとき 5．偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けたときには費用の返還を求められることがあります。 6．保険外診療は別に費用がかかります。 7．この証に「入院」の記載がある場合は、入院にかかる医療費のみ支給対象になります。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>別記第2号の2様式(第3条関係)(おもて)(略)
別記第2号の2様式(第3条関係)(うら)
別記第2号の2様式(第3条関係)
(うら)

注　意　事　項</td><td>別記第2号の2様式(第3条関係)(おもて)(略)
別記第2号の2様式(第3条関係)(うら)
別記第2号の2様式(第3条関係)
(うら)

注　意　事　項

1．この証は、医療費の支給を受けるために必要とする証ですから、大切に保管してください。

2．医療機関等において診療を受ける場合は、この証をその窓口に提示してください。

3．医療費の支給の申請をするときは、医療機関等の領収書とこの証を持参してください。

4．次のようなときには必ず届出をしてください。

（1）受給者の資格がなくなったとき
（2）この証に記載している事項に変更があったとき
（3）加入保険の変更等があったとき
（4）有効期限を経過したとき
（5）この証を破ったり、汚したり又は紛失したとき

5．偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けたときには費用の返還を求められることがあります。

6．保険外診療は別に費用がかかります。

7．この証に「入院」の記載がある場合は、入院にかかる医療費のみ支給対象になります。</td></tr>
</table>